

国連「越境組織犯罪防止条約」締結にともなう国内法整備に関する意見書

2003年1月20日
日本弁護士連合会

意見の趣旨

1 共謀罪の新設について

- 1) 当連合会は、要綱案に示された共謀罪の新設に反対である。
- 2) 条約第5条については留保又は「対象犯罪を組織犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定する。」との解釈宣言を行うべきである。
- 3) 仮に国内法化をすとしても、対象犯罪を組織犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定すべきである。

2 証人買収等罪の新設について

- 1) 当連合会は、要綱案に示された証人買収等罪の新設に反対である。
- 2) 条約第23条については留保又は「対象犯罪を組織犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定する。」及び「被疑者・被告人の防御活動に支障を及ぼすことのないよう留意する。」との解釈宣言を行うべきである。
- 3) 仮に国内法化をすとしても、対象犯罪を組織犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定すべきである。

3 犯罪収益收受等の前提犯罪の適用範囲の拡大について

- 1) 当連合会は、要綱案に示された犯罪収益收受等の前提犯罪の拡大はあまりに広範にすぎ、反対である。
- 2) 条約第6条については留保又は「対象犯罪を組織犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定する。」との解釈宣言を行うべきである。
- 3) 仮に国内法化をすとしても、対象犯罪を組織犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定すべきである。

意見の理由

はじめに

今や、マフィア、暴力団などの麻薬・銃などの密輸などに代表される国境を越える組織犯罪対策はテロ対策と並ぶ、刑事司法分野における大きな国際的要請である。これらの組織犯罪の捜査・検挙のため、1999年8月、わが国においても組織犯罪・犯罪収益対策法が制定されている。この法案に対して、当連合会は、1998年2月3日付で意見書を公表している。当連合会はもちろんこれらの国境を越える組織犯罪に対する効果的対策を進めることに賛同するものである。

しかし、これらの組織犯罪対策・テロ対策に急なあまり、国際的に確立された国際人権保障の原則や、刑法の人権保障機能を危うくするようなことがあっては本末転倒である。

組織犯罪対策も、このような人権保障の原則と両立してこそ、真の市民の理解と協力が得られるものと信ずる。当連合会としては、このような立場に立ち、本条約と法務省の提案された要綱等を検討し、以下のとおり、意見を述べるものである。

第1 条約制定と国内法整備の背景

「越境組織犯罪防止条約」は、国連総会のもとに置かれた「越境組織犯罪防止条約起草のためのアド・ホック委員会」において、1999年1月から起草作業が継続されてきた。委員会は11回の審議の後に条約案をまとめ、2000年12月に国連総会で採択され、日本政府はパレルモで開催された署名式で、これに署名した。

この条約は40番目の国の批准によって発効する(条約第38条)。条約の署名国数は142に達しているが、締約国は2002年12月19日現在26か国であり、条約は発効していない。G8諸国ではカナダだけが批准しており、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、ロシアなどの諸国も批准していない。

法務大臣は、2002年9月、本条約の国内法化のための「共謀罪」(共謀だけで実行の着手がなくても可罰的とする)、「証人等買収罪」、「両新設罪の犯罪収益規制法の前提犯罪化」、「贈賄罪の国外犯処罰」などの規定の制定を法制審議会に諮問し、次期通常国会に法案を提出予定である。

第2 「共謀罪」(条約第5条関連)の新設について

1 要綱に定める共謀罪は、長期4年以上の刑を定める犯罪について、団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀した者を懲役3年以下の刑に処すものとし、死刑又は無期若しくは短期1年以上の刑を定める犯罪について、同様に共謀した者を懲役5年以下の刑とする、との加重規定も置いている。

我が国においては、判例理論によって共謀共同正犯理論がとられ、共謀者の一部が犯罪を実行に着手した場合、他の共謀者も罪を負うこととなっている。しかし、今回の要綱は犯罪の実行着手前の共謀それ自体を処罰の対象としている。いわば、刑法典を全面的に改定して、未遂犯の処罰から、長期4年以上の刑を定めるすべての重大犯罪について、共謀罪を新設したものである。しかも、要綱は、条約が要請している「組織犯罪集団が関与したもの」という限定を取り外し、また、条約がその精神において求めている犯罪の「越境性」も必要でないものとしており、共謀罪の適用範囲を、国内の一般犯罪であり、組織犯罪集団が関与しないものにまで拡大して、「一般的共謀罪」の新設を提案しているものと評価できる。

2 条約の適用範囲

(1) 条約第3条には、条約の適用範囲として、「性質上越境的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するもの」と明記されている。

「性質上越境的なもの」とは、「二以上の国において行われる場合と一の国において行われるものであるが、その準備、計画、指示又は統制の実質的な部分が他の国において行われる場合、二以上の国において犯罪活動を行う組織的な犯罪集団が関与する場合、一の国において行われるものであるが、他の国に実質的な影響を及ぼす場合」を意味するとされている（条約第3条2項）。

「組織的な犯罪集団」とは、「三人以上の者から成る組織された集団であって、直接又は間接に金銭的利益その他の物質的利益を得るため、一定の期間継続して存在し、かつ、一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として協力して行動するものをいう。」を意味するとされている（条約第1条(a)）。

(2)しかし、今回の「共謀罪」の新設にあたっては、上記の「性質上越境的なもの」との要件は、全く前提とされておらず、すべての純粋な国内犯罪に適用が可能な一般的規定として提案されている。

また、今回の国内法整備は、「組織的な犯罪集団が関与する犯罪」を超えて犯罪化されている。要綱に定める共謀罪の構成要件は、「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われるものの遂行を共謀したもの」とされている。しかし、条約上に規定されている「金銭的、物質的な利益を得る目的」「重大犯罪や条約に規定された犯罪を行うことを目的として、協力して行動する」ものであるという限定が要綱案には全く見られない。

要綱上要件とされているのは、犯罪を実行するものの「団体性」と「組織性」だけである。この団体が犯罪目的のものであることも「当該行為を実行するための組織により」という表現では、一時的に犯罪目的を帯びた通常の団体が含まれる可能性があり、明確となっているとはいえない。さらに、「金銭的、物質的な利益を得る目的」の点も政治・宗教目的の行為などを規制対象から除外する上で重要であるが、要綱では完全に無視されている。これでは、適用範囲は団体性のある共犯事件のすべてに拡大してしまう危険性がある。

(3)条約第34条について

a) 法務省見解

条約第34条2項は、「第5条、第6条、第8条及び第23条の規定に基づいて定められる犯罪については、各締約国の国内法において、第3条1に定める越境的な性質又は組織的な犯罪集団の関与とは関係なく定める。ただし、第5条の規定により組織的犯罪集団の関与が要求される場合はこの限りでない。」と規定している。

従って、条約第34条2項を援用して、条約第5条の国内法化の段階では、「越境的」という性質は必要がないという見解がありうる。事実、法務省は、34条によると各国の国内法化にあたっては、共謀罪(5条)については越境性、マネーロンダリング(6条)と司法妨害(23条)については、越境性と組織犯罪の関与の点と無関係に立法しなければならないのだ、条約を批准する以上他の選択肢はないという解釈意見を述べている。このような見解が妥当なものかどうかを以下に検討する。

b) 34条2項の立案経過

この条項は、条約審議の際の最大の難関であった、条約の適用範囲に関する議論の中で提案されたものである。

34条はもともと23条ter(23条の3)として審議されていた。9回までの審議に提案されていた、1項は現在の1項と同様、「各国の国内法制度の基本原則と従って」対策をとるといふもの、2項は最終的な3項と同様、条約よりもいっそう厳格又は厳重な措置をとることができる。」といふもので、現在の2項に相当する規定はなかった。

10回セッションの際に提案されていた条約案においても、条約本文は変わらず、ただその注120、121において、この条文について9回セッション中のインフォーマルミーティングで修正がなされたと書かれているが、その具体的な内容は明らかにされていない。注121には、わずかに次のように書かれている。

「第9回アド・ホック委員会会期中のインフォーマルミーティングでは、連邦国家の懸念を調整するため、この条項に関する討議を再開する必要があるということを示している。」し

かし、これ以上の内容は不明である。

そして、10回で確定された条約34条3項の条項自体は「第5条、第6条、第8条及び第23条の規定に基づいて定められる犯罪については、各締約国の国内法において、第3条1に定める越境的な性質又は組織的な犯罪集団の関与とは関係なく定める。ただし、第5条の規定により組織的犯罪集団の関与が要求される場合はこの限りでない。」と規定している。

c) 警察学論集の見解

この点について重要な資料は警察学論集53巻9号に掲載された今井勝典「国連国際組織犯罪条約の実質採択」である。この57-58ページに、「国際性」「組織性」の位置づけの問題として説明されている。

「(2)「国際性」「組織性」の位置づけの問題

審議に当たって、最も各国で困難な調整を強いられることになったのが、条約の適用対象とする犯罪に関して、「国際性」や「組織性」をどのような形で求めるかの問題であったと思われる。

各国の立場を単純化すると二つの極があり、一方は、この条約の対処する犯罪が「国際組織犯罪」であることを根拠にして、各種処罰規定の整備、逃亡犯罪人引渡し、法律上の相互援助、コントロール・デリバリ等の捜査協力、技術援助等様々な手段の適用は、すべからず「国際性」と「組織性」とを明確に兼ね備えたものに限定すべきとの考え方であり、G77諸国の支持を集めた。

そしてもう一方は、条約の実際の適用場面を考えると、そうした厳格な限定的アプローチは望ましくなく、何らかの限定が必要になる場合であっても、もっと緩やかなものにしておくべきであるとするもの(柔軟かつ広範アプローチ(nexibleandbroadapproach))であった。

双方の立場の対立は、第三読終了時になっても埋まることはなく、幾度とない審議の末、第10回会合になって、ようやく現在の形の成案を得たものである。

基本的な枠組みとしては、「国際性」「組織性」を掲げつつも、各種犯罪化・犯罪人引渡し、法律上の相互援助といった実務的に重要な分野で「柔軟かつ広範アプローチ」に基づく特則が採用されるという形の決着となった。」

とされている。

また、同論文の注19)において、さらに、その理由の詳細が各種処罰規定に「国際性」「組織性」を必要とするという見解と、「柔軟かつ広範アプローチ」の考え方が対立していたことを具体的に説明している。

d) 法務省解釈に明らかに反する「公的記録のための解釈的注」

法務省は法制審議会において、条約の解釈として、34条によると各国の国内法化にあたっては、共謀罪(5条)については越境性、マネーロンダリング(6条)と司法妨害(23条)については、越境性と組織犯罪の関与の点と無関係に立法しなければならないのだ、条約を批准する以上他の選択肢はないという意見を述べている。しかし、この点は、以上のような条約の立案経過を全く無視するものであり、条約の解釈としても誤っている。

そもそも条約は越境性のある組織犯罪を防止するための条約であり、越境性については3条に、組織犯罪集団に関しては2条に定義がある。条約の審議を通じてこの定義は大きな問題となった。条約の適用範囲を画するはずの越境性と組織犯罪の関与と無関係に共謀罪(組織犯罪の関与は除く)やマネーロンダリング、司法妨害の規定をする義務がある等と言うことはあり得ない解釈である。

このことは、条約の「公的記録のための解釈的注(travaux preparatoires)」の第34条2項の解釈をみても裏付けられる。この条項は「条約の適用範囲を変更したのではなく、越境性と組織犯罪の関与が国内法化の本質的な要素ではないことを明確化したものである」とし、この条項は、各国は国内法化の際に越境性と組織犯罪の関与とを要素とする必要はないことを示しているとされている。したがって、国内法化をする際に、第6条、第8条、第23条については「越境性」と「組織犯罪の関与」を、条約第5条については「越境性」の要素を、国内法に含む「必要はない」ことを示しているだけなのである。この条項は、1項では、国内法の原則に照らして国内法化をすればよいことを定めているのであり、第34条の精神からすれば、国内法化に当たって、慎重な姿勢をとり、越境性と組織犯罪への関与を規定することには何の

条約上の問題もないし、むしろ望ましいものであり、さらには国内法の諸原則への違背を理由に留保を行う根拠ともなりうる規定なのである。条約34条を根拠として、これ以外の国内法化のオプションがないかのようにいう法務省の説明は明らかに条約の正確な解釈に違背する。

3 条約審議における日本政府の対応

なお、条約審議の冒頭に日本政府が提出したペーパーには、共謀罪の新設は日本の法制度の基本原則から見て不可能と日本政府が考えていたことが下記のとおり明確に記されていたことにも留意すべきである。

記

「5.(前略)このように、すべての重大犯罪の共謀と準備の行為を犯罪化することは我々の法原則と両立しない。さらに、我々の法制度は具体的な犯罪への関与と無関係に、一定の犯罪集団への参加そのものを犯罪化する如何なる規定も持っていない。」

このような立場に立って、日本政府は「重大犯罪」を「組織的な犯罪集団に関する重大犯罪」とすること、「その者の参加が犯罪の成就に貢献するであろうことを知って、重大犯罪を犯すことを目的とした組織的犯罪集団に参加すること」の犯罪化を提案していたのである。

4 また、多くの国々では共謀罪が存在していても、犯罪の合意だけで犯罪成立としている例は少なく、何らかの「顕示行為」が必要としている例が多い。合意成立後の打ち合わせや、電話での連絡、犯行手段や逃走手段の準備などの行為が必要とされているのである。アメリカ模範刑法典(5.03条5項)も、「合意の目的を達するための顕示行為が自己または他の合意者によって行われたことの立法と立証」が必要としている。

条約自体の5条1項(a)(i)も「国内法により、必要とされる時は、そのような合意であって、その参加者の一人による当該合意を促進する行為を伴いまたは組織的な犯罪集団が関与するもの」という要件を付け加えることを認めている。

この条約を批准したラトビア政府は、批准にあたって、この条項にしたがって「国内法は条約5条1(a)(i)に定められた犯罪に関する目的の合意については助長(furtherance)が必要である。」との解釈宣言を行っている。

当連合会は、共謀罪の制定そのものに反対であるが、少なくとも、何らの顕示・助長の行為もなく、合意の成立だけで犯罪の成立を認める要綱の立場は、あまりにも犯罪構成要件が広汎かつ不明確であって、刑法の人権保障機能を破壊しかねない。

5 結論

以上の次第であり、当連合会は、条約の批准にあたり、条約第5条は留保又は「対象犯罪を組織犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定する。また、合意については顕示・助長の行為が必要である。」との解釈宣言を行うべきであると考え。また、国内法化に際しては、この規定の適用範囲を、条約に規定された「金銭・物質的利益を目的とし」、「重大犯罪、条約犯罪の実行を目的とした」、「組織的犯罪集団による越境的な性質を有する」行為に限定し、また、合意については顕示・助長の行為が必要であることとすべきであると考え。

第3 証人等買収罪(条約第23条関連)の新設について

1 要綱は、「長期4年以上の刑の定められた犯罪に関して、自己又は他人の刑事事件に関し、証言をしないこと、若しくは虚偽の証言をすること、若しくは偽造若しくは変造すること、若しくは偽造若しくは変造の証拠を使用することの報酬として、金銭その他の利益を供与し、又はその申し込み若しくは約束をした者」を懲役1年以下の刑に処するとしている。また、前記の罪が「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合」「団体に不

正権益を得させ、若しくは団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われた場合」の法定刑は懲役3年に加重されている。

2 危惧される刑事弁護に対する萎縮効果と当事者主義に反する条約規定

刑事事件について証人を威迫したり、故意に虚偽の証言をさせることは、証人威迫の罪や、偽証罪・罪証隠滅罪の教唆犯などとして取締りが可能である。これに加えて刑事事件に関して、証人等を買収すること自体を犯罪化することはその必要性が明確でなく、その適用の仕方によっては刑事弁護の実務に萎縮効果をもたらすことが必至である。

刑事事件において、被告人が無罪を主張し、検察官の提出する調書の内容を争って、証人が申請された場合、開示された調書の真実性を証人本人に面談して厳しくその証言をチェックすることは、弁護人としての責務である。そして、このような打ち合わせが、証人の自宅を避けて喫茶店や飲食店で行われた場合、証言のチェックのため時間をとってもらった証人のために、交通費や日当、飲食の費用を弁護士が支払うのは、むしろ社会的な常識の範囲であると考えられてきた。しかし、このような処罰規定が新設されれば、このような弁護活動のやり方そのものを犯罪視するような傾向が捜査機関内に出てくることは避けられないであろう。

翻って考えれば、捜査機関と被告人・弁護人・被告人の支援者が対等の当事者の立場で活動する中で真実を見い出すという刑事訴訟の当事者主義の原則に照らせば、訴訟の一方当事者である検察官が、自らの意に添わない弁護側の証人への働きかけを「虚偽」の証言を得るための証人等を買収と評価してこれに刑事罰を加えると言うことは明らかに行き過ぎである。

3 条約の適用範囲

条約第23条も、条約第3条(適用範囲)に規定された「性質上越境的なもの」及び「組織的な犯罪集団が関与するもの」との規制を受けており、条約第23条の立法化に際しても、「越境的な性質」及び「組織的な犯罪集団が関与するもの」という要件を規定すべきである。

「要綱第二、一項に列記された犯罪は、条約第3条1項に列記された犯罪に対応するものであるが、要綱第二、一項には、「組織的な犯罪集団が関与するもの」との限定も「性質上越境的」という限定もなく、証人買収と証拠隠滅の対価の支払い等の一般犯罪を規定したものとなっており、その法定刑は懲役1年以下とされている。

要綱第二、二項では、「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合」「団体に不正権益を得させ、若しくは団体の不正権益を維持し、若しくは拡大する目的で行われた場合」の法定刑が懲役3年に加重されている。しかし、「団体の活動として、当該行為を実行するための組織により行われた場合」が条約の定める「組織的犯罪集団の行為」に適合しているかどうかは大いに疑問があり、少なくとも要綱の一項は、条約の要請とは全く無関係な立法である。

4 条約第34条について

条約34条に基づいてこのような広範な犯罪化を正当化することができないことは、第2, 2,(3)に記載したとおりである。

5 結論

現行刑法の証拠隠滅の罪の範囲で、なぜ法規制が不足なのかを法務当局は具体事例に則して説明すべきである。それができていない以上、当連合会としては、条約批准にあたり、条約第23条に関しても留保又は「対象犯罪を組織犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定する。」及び「被疑者・被告人の防御活動に支障を及ぼすことのないよう留意する。」との解釈宣言を行うべきであると考えます。

また、国内法化に際しては、この規定の適用範囲を、条約に規定された「組織犯罪集団による越境的性質を有する」行為に限定するべきであると考えます。

第4 要綱のその他の規定に関する意見

1 犯罪収益規制の長期4年の刑を定める全ての犯罪への拡大(条約第6条関連)

(1) 要綱は、犯罪収益收受や隠匿の罪の前提犯罪を長期4年以上の刑を定めるあらゆる犯罪に拡大している。また、要綱は、共謀罪と証言等買収の罪なども、前提犯罪に加えている。

(2) 組織的犯罪の処罰と犯罪収益の規制に関する法律(1999年)

我が国は、1999年に組織的犯罪の処罰と犯罪収益の規制に関する法律を制定した。この法律についても、当連合会では、通信傍受の罪だけでなく、犯罪収益の規制に関する部分(同法の別表、2条2項、10条、11条等)について反対の意見を表明している。

すなわち、上記法律では、麻薬や銃器など典型的な組織犯罪とされる罪だけでなく、傷害、窃盗、詐欺、横領などの刑法上の主要犯罪だけで50以上、その他にも商標法、著作権法など極めて多数の特別法上の罪が前提犯罪とされ、その範囲が著しく拡大された。犯罪によって得られた利得を全て没収することが目的とされ、犯罪による収益をそれと知って受け取った者を全て犯罪者にしていくのがマネーロンダリング、犯罪収益收受の罪となっている。

「犯罪収益等」という概念も広範なものである。ここには、文字通りの犯罪収益だけでなく、犯罪由来収益すなわち、犯罪収益の対価として得た財産、利息等を含むものである。さらに、これらの混和した財産も含まれることとなっている。どの程度の犯罪収益が入っていれば犯罪収益と見なされる混和財産に当たるのか、その基準も法律には示されていない。「犯罪収益等」がなくならない限り犯罪収益收受等の罪は時効が成立しない。あらゆる、金銭的利益に関連した前提犯罪については、これを移転するたびに新しい犯罪が成立し、時効のない特殊な新しい犯罪類型ができるのである。

(3) 条約の適用範囲

条約第6条は従来、世界的に麻薬犯罪や銃器犯罪に限定されていたマネーロンダリング犯罪を「すべての重大犯罪」に拡大している。しかし、条約第6条はあまりに広範で、マネーロンダリングと無縁と思われる犯罪が前提犯罪とされている。

そして、今回の国内法整備は、極めて機械的に、長期4年以上の自由刑を定めているあらゆる犯罪を前提犯罪としている。そこには、条約第3条(適用範囲)の「性質上越境的なもの」及び「組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件は、前提犯罪に付加されていない。

(4) 条約審議における日本政府の対応

我が国の刑罰法規の法定刑は極めて幅が広い。長期4年の刑期が定められている犯罪が重大犯罪に限定されていないことは、法務省が法制審議会に提出している犯罪リストから明らかである。実際には、このような犯罪の多くは、罰金が短期の自由刑の対象としかされていない。わずか3年前に立法化する際に、犯罪収益に関連性があると考えられる重要な犯罪を網羅して前提犯罪が決定された。これを見直さなければならないような、国内的な必要性や立法事実はない。

日本政府は、このような事情から、条約の審議過程においても、重大犯罪を長期4年の刑期をメルクマールに決めることに強く反対し、同じような反対は多くの国からも寄せられた。

(5) 結論

以上の次第であり、当連合会は、条約の批准にあたり、条約第5条は留保又は「対象犯罪を組織犯罪集団の関与する、越境的な性質を有する犯罪に限定する。」との解釈宣言を行うべきであると考え。また、国内法化に際しては、この規定の適用範囲を、条約に規定された「組織的犯罪集団による越境的な性質を有する」行為に限定すべきであると考え。

2 国外犯処罰(条約第8条関連)について

(1) 法務省の説明によると、これは、国民の贈賄罪について国外犯を処罰するための立法化とのものである。これは、条約第8条2項に対応するものであるが、同項では「必要な立法その他の措置を取ることを考慮する。」となっており、条約上の絶対的な義務ではない。

(2) 外国公務員に対する贈賄については、不正競争防止法第11条に規定があるが、これには、「国際的な商取引に関して営業上の不正な利益を得るため」との限定がある。仮に、日本

国民の贈賄罪の国外犯処罰を立法化するのであれば、不正競争防止法第 11 条との調整をする必要がある。

(3) 上記(2)に関連して、条約第 3 条(適用範囲)に規定される「組織的な犯罪集団が関与するもの」との要件がこの国外犯処罰規定にどのように関わってくるかを検討する必要もある。

第 6 結論

今後の法制審議会、国会における議論においては、まず、条約の適用範囲を超えた立法がなされていないかどうかを厳密に審査し、また我が国の法原則に照らして容認しがたい条項については、その条項を金科玉条とするのではなく、我が国の刑事司法の原則とさらには国際的に確立した刑事司法の諸原則、ウィーン条約などに照らして慎重な検討を行う必要がある。そして、共謀罪と団体参加罪を定める条約第 5 条、司法妨害の処罰を義務化する条約第 23 条、犯罪収益收受等の前提犯罪の適用範囲を拡大する条約第 6 条の国内法化に当たっては、意見の趣旨記載のとおりの対応をすべきである。

参考資料

< 付録 1 >

国連 越境組織犯罪防止条約の起草の経緯

1997年12月12日国連総会は1997年4月にパレルモで、フォンダジオネ・ジョバンニ・イ・フランチェスカ・ファルコーネ(1992年にイタリア・マフィアによって暗殺されたファルコーネ予審判事に因んだ財団)によって組織された越境的な組織犯罪防止のための条約起草に関する非公式会合の報告書に注目する(took note)ことを表明した。

専門家による政府間会議が1998年2月にワルシャワで開催され、条約内容とオプションを犯罪防止・刑事司法委員会に提出した。

1998年3月マニラで開催された組織的越犯罪と腐敗についてのアジア地域閣僚級ワークショップは、犯罪防止刑事司法委員会に対して、早期に条約案を採択するように求める「越境犯罪の防止とコントロールに関するマニラ宣言」を採択した。

1998年4月に開催された犯罪防止刑事司法委員会第7回セッションは、ナポリ政治宣言と組織的越境犯罪に反対するグローバル・アクション・プランの実施に関して会期内のワーキンググループを組織した。このセッションの決議に基づいて、「議長の友人」と呼ばれる専門家の非公式グループが結成され、この第1回の会合は1998年7月にローマで開催され、8-9月にブエノスアイレスで開催された第2回の非公式の準備会合において、条約作成のタイムテーブルが定められ、2000年末までに条約案を採択することが承認された。第3回の非公式会合は1998年11月にウィーンで開催され、この場で起草特別委員会の第1回会合の議題の整理が行われた。

国連総会は1998年12月9日、犯罪防止刑事司法委員会と社会経済理事会の勧告を受けて、国際的な組織犯罪防止のための包括的な条約を起草するための開放型の政府間特別委員会の設立を決定した。

国連総会のもとに置かれた「越境組織犯罪防止条約起草のためのアド・ホック委員会」において、1999年1月から起草作業が継続されてきた。委員会は11回の審議の後に条約案をまとめ、「越境組織犯罪防止条約」は2000年12月に国連総会で採択され、日本政府はパレルモで開催された署名式で、これに署名した。日弁連は、この起草委員会のほぼすべての会合に代表を派遣し、その起草過程をつぶさにモニターしてきた。

< 付録 2 >

2002年12月19日現在の批准国リスト

批准国は以下の通り。アルバニア、アンティグア・バルバダ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブルガリア、ブルキナファソ、エクアドル、フランス、カナダ、ラトビア、リトアニア、マリ、モナコ、モロッコ、ナミビア、ニュージーランド、ニカラグア、ナイジェリア、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、スペイン、タジキスタン、ベネズエラ、ユーゴスラビア

< 付録 3 >

本条約の概要と付属議定書について

1 本条約の概要

条約本文はマネーロンダリングの対策が中心の条約であるが、この部分については、「組織的犯罪の処罰と犯罪収益の規制に関する法律」(1999年)で既に国内法が制定済みである。これに組織犯罪集団に係わる組織・共謀の規制の規定と司法妨害の規定が国内法化の義務的条

項として規定されており、これが今回の政府案の根拠とされている。

条約本文中には、盗聴を含む新たな捜査方法、泳がせ捜査の典型であるコントロールドデリバリーや刑事免責などの導入の促進、贈収賄など腐敗防止規定なども規定されているが、それらは批准国に受け入れの選択の余地がある任意的条項であり、今回の国内法化の対象からは原則として除外されている（一部例外あり。第4で後述する）。しかし、今後このような点に関しても国内法化のための立法が提案される可能性はあり、当連合会としても、慎重に検討を重ねることが必要である。

2 3つの議定書

なお、本条約には「女性・子どもを中心とした人身売買の防止に関する議定書」「移住労働者の密輸防止に関する議定書」「銃器と部品、構成物、弾薬の製造と輸送に関する議定書」の3つの議定書が付加されている。しかし、今回日本政府が批准を計画しているのは条約本体だけであり、他の議定書は対象とされていない。

<付録4>

本件条約と対比される拷問禁止条約選択議定書の起草の経緯

2002年7月24日ニューヨークで開催されていた国連経済社会理事会は拷問等禁止条約の第一選択議定書案を採択した。この選択議定書はコスタリカ政府の1991年の提案に基づいて、1992年に設立された国連人権委員会内の起草委員会で検討が重ねられていたものである。議定書の内容の核となる部分は、この議定書に基づいて設立される拷問等禁止委員会内の拷問等防止小委員会が、締約国内の公私の身柄拘禁施設を訪問し、その施設の状況について改善の勧告などを行うこと、各国の国内にも同様の一つ以上の拘禁施設に対する訪問機能を持った委員会を設置することを義務づけるものである。

しかし、アメリカ政府は経済社会理事会でのこの議定書案の採択に反対し、条約案の継続討議を求めた。アメリカ国内の刑務所の人権状況には国際人権団体は極めて厳しい見方を示している。アメリカの反対はこのような自国の拘禁制度に対する国際的な批判を避けるための内向きの態度という批判を受けた。日本は、他の13ヶ国とともにアメリカ政府の意見に賛同したが、この提案は賛成15対反対29（欠席4）の大差で否決された。議定書本文は賛成35対反対8（欠席5）の大差で可決された。日本政府はオーストラリア、中国、キューバ、エジプト、リビア、ナイジェリア、スーダンとともに議定書本文にも反対した。アメリカは議定書本文の採択には欠席した。人権委員会における採決には反対していた韓国の政府代表は、この議定書の重要性を指摘し、自ら政府としての対応を再検討して採択に賛成することを議場で明らかにしている。

この選択議定書に対して、アメリカ政府は2002年12月の総会での採択の場でも反対したが、日本政府は棄権した。

<付録5>

国連 「越境組織防止条約」(本意見書に関連する重要部分のみの抄本)

(政府訳のうち、「transnational」とされている部分を「国際的」ではなく、「越境的」と訳し直した。「international」は「国際」と訳している。政府訳では、「国際的」と訳されている部分の原語が不明であるため、以下の議論においてはこの付録に収録した条約訳文を参照されたい)

第二条 用語

この条約の適用上、

(a) 「組織的な犯罪集団」とは、三人以上の者から成る組織された集団であって、直接又は間接に金銭的利益その他の物質的利益を得るため、一定の期間継続して存在し、かつ、一又は二以上の重大な犯罪又はこの条約に従って定められる犯罪を行うことを目的として協力して

行動するものをいう。

(b) 「重大な犯罪」とは、長期四年以上の自由を剥奪する刑又はこれより重大な刑を科することができる犯罪を構成する行為をいう。

(c) 「組織された集団」とは、犯罪の即時の実行のために偶然に形成されたものではない集団をいい、その構成員に正式に定められた役割があること、その構成員が継続していること又は発達した構造を有することを要しない。

(d) 「財産」とは、有体物であるか無体物であるか、動産であるか不動産であるか及び有形であるか無形であるかを問わず、あらゆる種類の資産及びこれらの資産に関する権原又は権利を証明する法律上の書類又は文書をいう。

(e) 「犯罪収益」とは、犯罪の実行により生じ又は直接若しくは間接に得られた財産をいう。

(f) 「凍結」又は「押収」とは、裁判所その他の権限のある当局が出した命令に基づき財産の移転、転換、処分若しくは移動を一時的に禁止すること又は当該命令に基づき財産の一時的な保管若しくは管理を行うことをいう。

(g) 「没収」とは、裁判所その他の権限のある当局の命令による財産の永久的な剥奪をいう。

(h) 「前提犯罪」とは、その結果として第六条に定義する犯罪の対象となり得る収益が生じている犯罪をいう。

(i) 「監視付移転」とは、犯罪を捜査するため及び犯罪を実行し又はその実行に関与した者を特定するため、一又は二以上の国の権限のある当局が、事情を知りながら、かつ、その監視の下に、不正な又はその疑いがある送り荷が当該一又は二以上の国の領域を出、これを通し又はこれに入ることを認めることとする方法をいう。

(j) 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成される機関であって、この条約が規律する事項に関しその加盟国から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従ってこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。この条約において「締約国」というときは、これらの機関の権限の範囲内でこれらの機関について適用する。

第三条 適用範囲

1 この条約は、別段の定めがある場合を除くほか、次の犯罪であって、性質上越境的なものであり、かつ、組織的な犯罪集団が関与するものの防止、捜査及び訴追について適用する。

(a) 第五条、第六条、第八条及び第二十三条の規定に従って定められる犯罪

(b) 前条に定義する重大な犯罪

2 1の規定の適用上、次の場合には、当該犯罪は、性質上越境的である。

(a) 二以上の国において行われる場合

(b) 一の国において行われるものであるが、その準備、計画、指示又は統制の実質的な部分が他の国において行われる場合

(c) 一の国において行われるものであるが、二以上の国において犯罪活動を行う組織的な犯罪集団が関与する場合

(d) 一の国において行われるものであるが、他の国に実質的な影響を及ぼす場合

第四条 主権の保護

1 締約国は、国の主権平等及び領土保全の原則並びに国内問題への不干渉の原則に反しない方法で、この条約に基づく義務を履行する。

2 この条約のいかなる規定も、締約国が、他の国の領域において、当該他の国の当局がその国内法により専ら有する裁判権行使及び任務の遂行について、これを行うことを認めるものではない。

第五条 組織的な犯罪集団への参加の犯罪化

1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 次の一方又は双方の行為（犯罪活動の未遂又は既遂に係る犯罪とは別個の犯罪とする。）

(i) 金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的のために、重大な犯罪を行うことを一又は二以上の者と合意すること。ただし、国内法により必要とされるときは、そのような合意であって、その参加者の一人による当該合意を促進する行為を伴い又は組織的な犯罪集団が関与するもの

(ii) 組織的な犯罪集団の目的及び一般的な犯罪活動又は犯罪を行う意図を知りながら、次の活動に積極的に参加する個人の行為

a 組織的な犯罪集団の犯罪活動

b 組織的な犯罪集団のその他の活動であって、当該個人が、自己の参加が犯罪の目的の達成に寄与することを知っているもの

(b) 組織的な犯罪集団が関与する重大な犯罪の実行を組織し、指示し、ほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること。

2 1に規定する認識、故意、目的又は合意は、客観的な事実の状況により推認することができる。

3 1(a)(i)の規定に従って定められる犯罪に関し自国の国内法により組織的な犯罪集団の関与を必要とする締約国は、その国内法が組織的な犯罪集団の関与するすべての重大な犯罪を適用の対象とすることを確保する。当該締約国及び1(a)(i)の規定に従って定められる犯罪に関し自国の国内法により合意を促進する行為を必要とする締約国は、この条約の署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託の際に、国際連合事務総長にその旨を通報する。

第六条 犯罪収益の洗浄の犯罪化

1 締約国は、自国の国内法の基本原則に従って、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 犯罪収益であることを知りながら、犯罪収益である財産の不正な起源を隠匿し若しくは偽装する目的で又はその前提犯罪を実行し若しくはその実行に関与した者がその行為による法律上の責任を免れることを援助する目的で、当該財産を転換し又は移転すること。

(i) 犯罪収益であることを知りながら、犯罪収益である財産の真の性質、出所、所在、処分、移動若しくは所有権又は当該財産に係る権利を隠匿し又は偽装すること。

(b) 自国の法制の基本的な概念に従うことを条件として、

(i) 犯罪収益であることを受け取った時において知りながら、犯罪収益である財産を取得し、所持し又は使用すること。

(ii) この条の規定に従って定められる犯罪に参加し、これを共謀し、これに係る未遂の罪を犯し、これをほう助し、教唆し若しくは援助し又はこれについて相談すること。

2 1の規定の実施上又は適用上、

(a) 締約国は、1の規定を最も広範囲の前提犯罪に適用するよう努める。

(b) 締約国は、第二条に定義するすべての重大な犯罪並びに前条、第八条及び第二十三条の規定に従って定められる犯罪を前提犯罪に含める。自国の法律が特定の前提犯罪を列記している締約国の場合には、少なくとも、その列記には、組織的な犯罪集団に関連する犯罪を包括的に含める。

(c) (b)の規定の適用上、前提犯罪には、締約国の管轄の内外のいずれで行われた犯罪も含まれる。ただし、締約国の管轄外で行われた犯罪については、当該行為がその行われた国の国内法に基づく犯罪であり、かつ、この条の規定を実施し又は適用する締約国において行われた場合においても当該締約国の国内法に基づく犯罪であるときに限り、前提犯罪を構成する。

(d) 締約国は、この条の規定を実施する自国の法律の写し及びその法律に変更があった場合にはその変更後の法律の写し又はその説明を、国際連合事務総長に提出する。

(e) 締約国は、自国の国内法の基本原則により必要とされる場合には、1に定める犯罪についての規定を前提犯罪を行った者に適用しないことを定めることができる。

(f) 1に規定する犯罪の要件として求められる認識、故意又は目的は、客観的な事実の状況により推認することができる。

第七条 資金洗浄と戦うための措置

1 締約国は、次の措置をとる。

(a) すべての形態の資金洗浄を抑止し及び探知するために、その権限の範囲内で、銀行及び銀行以外の金融機関並びに、適当な場合には、特に資金洗浄が行われやすい他の機関に対する包括的な国内の規制及び監督の制度を設けること。その制度は、顧客の確認、記録保持及び疑わしい取引の報告を求めることを強調するものとする。

(b) 第十八条及び第二十七条の規定の適用を妨げることなく、資金洗浄との戦いに従事する行政当局、規制当局、法執行当局その他の当局（国内法に基づき適当な場合には、司法当局を含む。）が、自国の国内法に定める条件の範囲内で、国内的及び国際的に協力し及び情報の交換を行うための能力を有することを確保し並びに、この目的のため、潜在的な資金洗浄に関する情報の収集、分析及び提供について自国において中心的な役割を果たす金融情報機関の設立を検討すること。

2 締約国は、情報の適切な使用を確保するための保障措置を条件とし、かつ、合法的な資本の移動をいかなる意味においても妨げることなく、現金及び適当な流通証券の国境を越えた移動を探知し及び監視するための実行可能な措置をとることを検討する。これらの措置には、相当量の現金及び適当な流通証券の国境を越える移送について報告することを個人及び企業に求めることを含めることができる。

3 締約国は、この条の規定に基づき国内の規制及び監督の制度を設けるに当たり、他の条の規定の適用を妨げることなく、地域的及び地域間的機関並びに多数国間機関であって資金洗浄と戦うためのものを行った関係する発意を指針として使用するよう求められる。

4 締約国は、資金洗浄と戦うため、司法当局、法執行当局及び金融規制当局間の世界的、地域的及び小地域的な並びに二国間の協力を発展させ及び促進するよう努める。

第八条 腐敗の犯罪化

1 締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) 公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身若しくは他の者又は団体のために、直接又は間接に不当な利益を約束し、申し出又は供与すること。

(b) 公務員が、自己の公務の遂行に当たって行動し又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員自身若しくは他の者又は団体のために、直接又は間接に不当な利益を要求し又は受領すること。

2 締約国は、外国公務員又は国際公務員が関与する1に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとることを考慮する。同様に、締約国は、他の形態の腐敗を犯罪とすることを考慮する。

3 締約国は、また、この条の規定に従って定められる犯罪に加担する行為を犯罪とするため、必要な措置をとる。

4 1及び次条の規定の適用上、「公務員」とは、その者が職務を遂行する締約国の国内法において定義され、かつ、当該締約国の刑事法の適用を受ける公務員その他の公的役務を提供する者をいう。

第九条 腐敗に対する措置

1 締約国は、前条に規定する措置に加え、適当なかつ自国の法制に適合する範囲内で、公務員の誠実性を高め並びに公務員の腐敗を防止し、探知し及び処罰するため、立法上、行政上

その他の効果的な措置をとる。

2 締約国は、公務員の腐敗の防止、探知及び処罰に関し、自国の当局による効果的な活動を確保するための措置（当該当局の活動に対する不適当な影響が行使されることを抑止するために、当該当局に十分な独立性を与えることを含む。）をとる。

第十二条 没収及び押収

1 締約国は、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で、次のものの没収を可能とするため、必要な措置をとる。

(a) この条約の対象となる犯罪により生じた犯罪収益又はその収益に相当する価値を有する財産

(b) この条約の対象となる犯罪において、用い又は用いようとした財産、装置又は他の道具

2 締約国は、1に規定するものを最終的に没収するために特定し、追跡し又は凍結若しくは押収をすることができるようにするため、必要な措置をとる。

3 犯罪収益の一部又は全部が他の財産に変形し又は転換した場合には、当該収益に代えて当該他の財産につきこの条に規定する措置をとることができる。

4 犯罪収益が合法的な出所から取得された財産と混同した場合には、凍結又は押収のいかなる権限も害されることなく、当該混同した収益の評価価値を限度として当該財産について没収することができる。

5 犯罪収益、犯罪収益が変形し若しくは転換した財産又は犯罪収益が混同した財産から生じた収入その他の利益について、犯罪収益と同様の方法により及び同様の限度において、この条に規定する措置をとることができる。

6 この条及び次条の規定の適用上、締約国は、自国の裁判所その他の権限のある当局に対し、銀行、財務又は商取引の記録の提出又は押収を命令する権限を与える。締約国は、銀行による秘密の保持を理由としては、この6の規定に基づく行動をとることを拒否することができない。

7 締約国は、自国の国内法の原則及び司法その他の手続の性質に適合する範囲内で、容疑者に対し、没収の対象となる疑いがある犯罪収益その他の財産の合法的な出所につき明らかにするよう要求することの可能性を検討することができる。

8 この条の規定は、善意の第三者の権利を害するものと解してはならない。

9 この条のいかなる規定も、この条に規定する措置が締約国の国内法に従って、かつ、これを条件として定められ及び実施されるという原則に影響を及ぼすものではない。

第十三条 没収のための国際協力

1 締約国は、前条1に規定する犯罪収益、財産、装置又は他の道具が自国の領域内にある場合において、この条約の対象となる犯罪についての裁判権を設定した他の締約国から没収の要請を受けたときは、自国の国内法制において最大限度可能な範囲で、次のいずれかの措置をとる。

(a) 没収についての命令を得るため、当該要請を自国の権限のある当局に提出し、当該命令が出されたときは、これを執行すること。

(b) 当該要請を行った締約国の領域内にある裁判所により出された前条1の規定に基づく没収についての命令が自国の領域内にある同条1に規定する犯罪収益、財産、装置又は他の道具に関するものであるときは、当該命令を、要請される範囲内で執行するため、自国の権限のある当局に提出すること。

2 締約国は、この条約の対象となる犯罪についての裁判権を設定した他の締約国による要請を受けた場合には、当該他の締約国又は1の規定に基づく要請に従い自国が没収についての命令を最終的に出すために前条1に規定する犯罪収益、財産、装置又は他の道具を特定し、追跡し及び凍結又は押収をすることができるようにするための措置をとる。3第十八条の規定は、

この条の規定を適用する場合について準用する。この条の規定に基づく要請には、第十八条 1 5 に規定する情報のほか、次の事項が含まれる。

(a) 1 (a)の規定に基づく要請にあっては、没収されるべき財産についての記載及び当該要請を行った締約国が基礎とする事実であって、当該要請を受けた締約国がその国内法に従い命令を得ることを可能とするに足りるものの記述

(b) 1 (b)の規定に基づく要請にあっては、当該要請を行った締約国が出した当該要請に係る没収についての命令の法律上認められる謄本、事実の記述及び命令の執行が要請される範囲に関する情報

(c) 2 の規定に基づく要請にあっては、当該要請を行った締約国が基礎とする事実の記述及び要請する措置についての記載

4 1 及び 2 に規定する処分又は行為は、要請を受けた締約国の国内法及び手続規則又は当該要請を受けた締約国を当該要請を行った締約国との関係において高置する二国間若しくは多数国間の条約、協定若しくは取極に従って、かつ、これらを条件として行う。

5 締約国は、この条の規定を実施する自国の法令の写し及びその法令に変更があった場合にはその変更後の写し又はその説明を、国際連合事務総長に提出する。

6 関連する条約の存在を 1 及び 2 の措置をとるための条件とする締約国は、この条約を必要かつ十分な根拠となる条約として取り扱う。

7 締約国は、要請に係る犯罪が、この条約の対象となる犯罪でない場合には、この条の規定に基づく協力を拒否することができる。

8 この条の規定は、善意の第三者の権利を害するものと解してはならない。

9 締約国は、この条の規定に基づく国際協力の実効性を高めるため、二国間又は多数国間の条約、協定又は取極を締結することを考慮する。

第十四条 没収した犯罪収益又は財産の処分

1 締約国が第十二条又は前条 1 の規定に基づいて没収した犯罪収益又は財産は、当該締約国の国内法及び行政手続に従って処分する。

2 締約国は、前条の規定に基づく他の締約国の要請により行動する場合において、没収した犯罪収益又は財産を当該要請を行った締約国に返還するよう求められたときは、当該要請を行った締約国が犯罪の被害者に補償し又は当該犯罪収益若しくは財産をその正当な所有者に返還することができるようにするため、自国の国内法により認められる範囲内で、当該犯罪収益又は財産を当該要請を行った締約国に返還することに優先的な考慮を払う

3 締約国は、前二条の規定に基づく他の締約国の要請により行動する場合には、次のことについての協定又は取極を締結することに特に考慮を払うことができる。

(a) 没収した犯罪収益若しくは財産の価値、没収した犯罪収益若しくは財産の売却により生じた資金又はこれらの価値若しくは資金の一部を、第三十条 2 (c)の規定に基づいて指定される口座及び組織的な犯罪への対策に専ら取り組んでいる政府間機関に寄附すること。

(b) 定期的に又は個々の場合に依じて、没収した犯罪収益若しくは財産又はこれらの売却により生じた資金を、自国の国内法又は行政手続に従い他の締約国との間で配分すること。

第十六条 犯罪人引渡し

1 この条の規定は、第三条 1 (a)又は(b)に規定する犯罪であって組織的な犯罪集団が関与し、かつ、犯罪人引渡しの請求の対象となる者が当該請求を受けた締約国内に所在するもの及びこの条約の対象となる犯罪に適用する。ただし、当該請求に係る犯罪が当該請求を行った締約国及び当該請求を受けた締約国の双方の国内法に基づいて刑を科することができる犯罪であることを条件とする。

2 犯罪人引渡しの請求に二以上の別個の重大な犯罪が含まれている場合において、それらの犯罪の一部がこの条の規定の適用を受けないときは、当該請求を受けた締約国は、この条の規定の適用を受けない犯罪についてもこの条の規定を適用することができる。

3 この条の規定の適用を受ける犯罪は、締約国間の現行の犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間で将来締結されるすべての犯罪人引渡条約にこの条の規定の適用を受ける犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

4 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、この条約をこの条の規定の適用を受ける犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。

5 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、次の措置をとる。

(a) この条約の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、国際連合事務総長に対し、この条約を他の締約国との間における犯罪人引渡しに関する協力のための法的根拠とするか否かを通報すること

(b) この条約を犯罪人引渡しに関する協力のための法的根拠としない場合において、適当なときは、この条の規定を実施するため、他の締約国と犯罪人引渡しに関する条約を締結するよう努めること。

6 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、相互間で、この条の規定の適用を受ける犯罪を引渡犯罪と認める。

7 犯罪人引渡しは、請求を受けた締約国の国内法に定める条件又は適用可能な犯罪人引渡条約に定める条件に従う。これらの条件には、特に、犯罪人引渡しのために最低限度必要とされる刑に関する条件及び請求を受けた締約国が犯罪人引渡しを拒否することができる理由を含める。

8 締約国は、自国の国内法に従うことを条件として、この条の規定の適用を受ける犯罪につき、犯罪人引渡手続を迅速に行うよう努めるものとし、また、この手続についての証拠に関する要件を簡易にするよう努める。

9 請求を受けた締約国は、状況が正当かつ緊急であると認められる場合において当該請求を行った締約国の請求があるときは、自国の国内法及び犯罪人引渡条約に従うことを条件として、その引渡しが求められている自国の領域内に所在する者を抑留することその他犯罪人引渡手続へのその者の出頭を確保するための適当な措置をとることができる。

10 容疑者が自国の領域内において発見された締約国は、この条の規定の適用を受ける犯罪につき当該容疑者が自国の国民であることを唯一の理由として引渡しを行わない場合には、当該請求を行った締約国からの要請により、不当に遅滞することなく、訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。当該当局は、自国の国内法における重大なその他の犯罪の場合と同様の方法で決定を行い、及び手続を実施する。関係締約国は、このような訴追の効率性を確保するため、特に手続及び証拠に係る側面に関して相互に協力する。

11 締約国が自国の国内法により自国の国民の引渡しをその請求に係る審理又は手続の結果科される刑に服するために当該自国の国民が自国に送還されることを条件としてのみ認める場合において、当該締約国及び引渡しを求める締約国がそのような引渡し及び他の適当と認める条件について合意するときは、そのような条件付きの引渡しは、10に規定する義務を履行する上で十分なものとする。

12 請求を受けた締約国は、刑の執行を目的とする犯罪人引渡しをその引渡しの対象となる者が自国の国民であるという理由により拒否した場合において、当該請求を行った締約国からの申出があるときは、自国の国内法が認め、かつ、その法律の要件に適合する限りにおいて、当該請求を行った締約国の国内法に従って言い渡された刑又はその残余の執行について考慮する。

13 いずれの者も、自己につきこの条の規定が適用される犯罪のいずれかに関して訴訟手続がとられている場合には、そのすべての段階において公正な取扱い(当該者が領域内に所在する締約国の国内法に定められたすべての権利及び保障の享受を含む。)を保障される。

14 この条約のいかなる規定も、犯罪人の引渡しの請求を受けた締約国が、性、人種、宗教、国籍、民族的出身若しくは政治的意見を理由として当該請求の対象となる者を訴追し若しくは処罰するために当該請求が行われた又は当該請求に応ずることにより当該者の地位がこれ

らの理由によって害されると信ずるに足りる実質的な根拠がある場合には、引渡しを行う義務を課するものと解してはならない。

15 締約国は、犯罪が財政上の問題に関連すると考えられることを唯一の理由として、犯罪人引渡しの請求を拒否することができない。

16 犯罪人引渡しの請求を受けた締約国は、その引渡しを拒否する前に、適当な場合には、請求を行った締約国に対しその意見を表明し及びその主張に関する情報を提出するための十分な機会を与えるため、当該請求を行った締約国と協議を行う。

17 締約国は、犯罪人引渡しを行い又はその実効性を高めるための二国間又は多数国間の協定又は取極を締結するよう努める。

第二十条 特別な捜査方法

1 締約国は、自国の国内法制の基本原則によって認められる場合には、組織的な犯罪と効果的に戦うために、自国の権限のある当局による自国の領域内における監視付移転の適当な利用及び、適当と認める場合には、電子的その他の形態の監視、潜行捜査等の特別な捜査方法の利用ができるように、可能な範囲内でかつ自国の国内法により定められる条件の下で、必要な措置をとる。

2 締約国は、この条約の対象となる犯罪を捜査するために、必要な場合には、国際的な協力においてこのような特別な捜査方法を利用するための適当な二国間又は多数国間の協定又は取極を締結することを奨励される。このような協定又は取極は、主権平等の原則を完全に遵守して締結され及び実施されなければならない。かつ、当該協定又は取極に定める条件に厳格に従って実施されなければならない。

3 2に規定する協定又は取極がない場合には、国際的にこのような特別な捜査方法を利用することの決定は、個々にその事例に応じて行うものとし、また、必要な場合には、その決定に当たり、財政上の取極及び関係締約国の裁判権の行使に関する了解を考慮することができる。

4 国際的に監視付移転を利用することの決定には、関係締約国の同意の下に、物品を差し止め、及び当該物品をそのまま又はその全部若しくは一部を抜き取って若しくは差し換えて送付の続行を認める等の方法を含めることができる。

第二十三条 司法妨害の犯罪化

締約国は、故意に行われた次の行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる。

(a) この条約の対象となる犯罪に関する手続において虚偽の証言をさせ又は証言若しくは証拠の提出を妨害するために、暴行を加え、威嚇し若しくは脅迫し又は不当な利益を約束し、申し出若しくは供与すること。

(b) 裁判官又は法執行の職員がこの条約の対象となる犯罪に関する公務を遂行することを妨害するために、暴行を加え、威嚇し又は脅迫すること。この(b)の規定は、締約国がその他の公務員を保護する法律を定める権利を妨げるものではない。

第二十四条 証人の保護

1 締約国は、その有する手段の範囲内で、この条約の対象となる犯罪に関する刑事手続において証言を行う証人及び、適当な場合には、その親族その他密接な関係を有する者を報復又は脅迫の可能性から効果的に保護するため、適当な措置をとる。

2 1に規定する措置には、被告人の権利（適正な手続を含む。）に影響を及ぼすことなく、特に次のことを含めることができる。

(a) 1に規定する者の身体の保護のための手続を定めること。例えば、必要かつ可能な範囲内で、当該者の居所を移転し、適当な場合には、その身元及び所在に関する情報を開示せず又は開示を制限することを認めること。

(b) 証人の安全を確保する方法で証人が証言することを認めるための証拠に関する規則を定めること。例えば、ビデオリンク等の通信技術その他の適当な手段の利用を通じた証書を

認めること

3 締約国は、1に規定する者の居所の移転に関し、他の締約国と協定又は取極を締結することを考慮する。

4 この条の規定は、被害者についても、当該者が証人である限りにおいて適用される。

第二十六条 法執行当局との協力を促進するための措置

1 締約国は、組織的な犯罪集団に参加している者又は参加した者に対して次のことを奨励するための適当な措置をとる。

(a) 捜査及び立証のために有用な次のような事項に関する情報を権限のある当局に提供すること

(i) 組織的な犯罪集団の特定、性格、構成、組織、所在地又は活動

(ii) 他の組織的な犯罪集団との結び付き（国際的なものを含む。）

(iii) 組織的な犯罪集団が行った又は行う可能性のある犯罪(b)権限のある当局に対し、組織的な犯罪集団から資源又は犯罪収益を剥奪するのに貢献し得る実際の及び具体的な援助を与えること。

2 締約国は、適当な場合には、この条約の対象となる犯罪の捜査又は訴追において実質的な協力をを行う被告人の処罰を軽減する可能性について規定することを検討する。

3 締約国は、自国の国内法の基本原則に従い、この条約の対象となる犯罪の捜査又は訴追において実質的な協力をを行う者の訴追を免除する可能性について規定することを検討する。

4 2及び3に規定する者の保護は、第二十四条に定めるところに従う。

5 1に規定する者であって一の締約国に所在するものが他の締約国の権限のある当局に実質的な協力をを行うことができる場合には、関係締約国は、自国の国内法に従い、当該他の締約国が2及び3に規定する取扱いを行うことの可能性に関する協定又は取極を締結することを考慮することができる。